

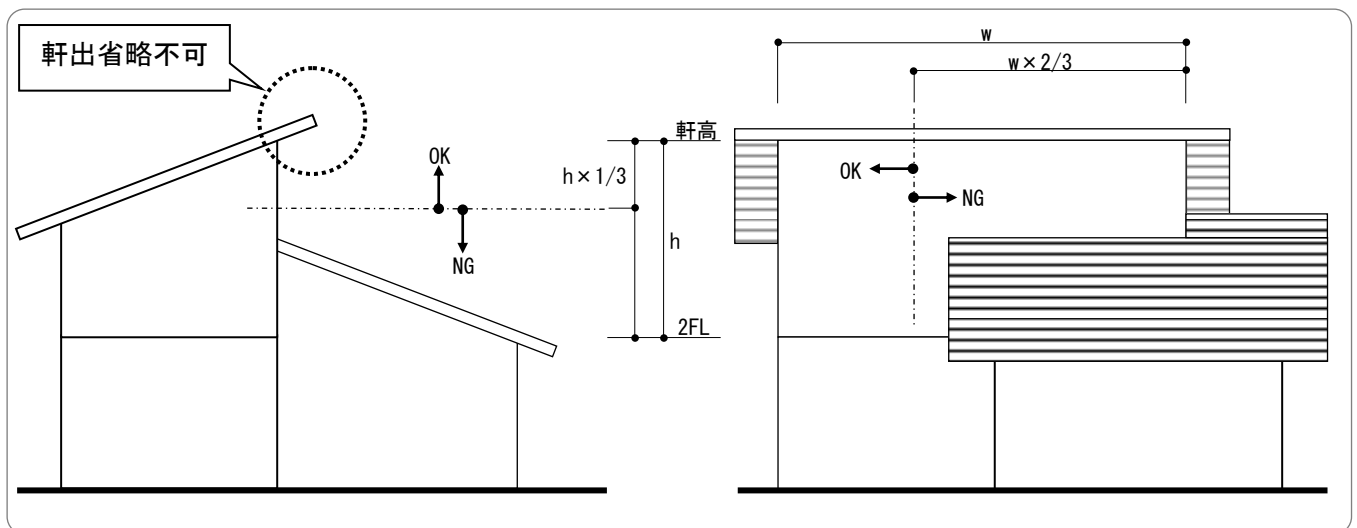
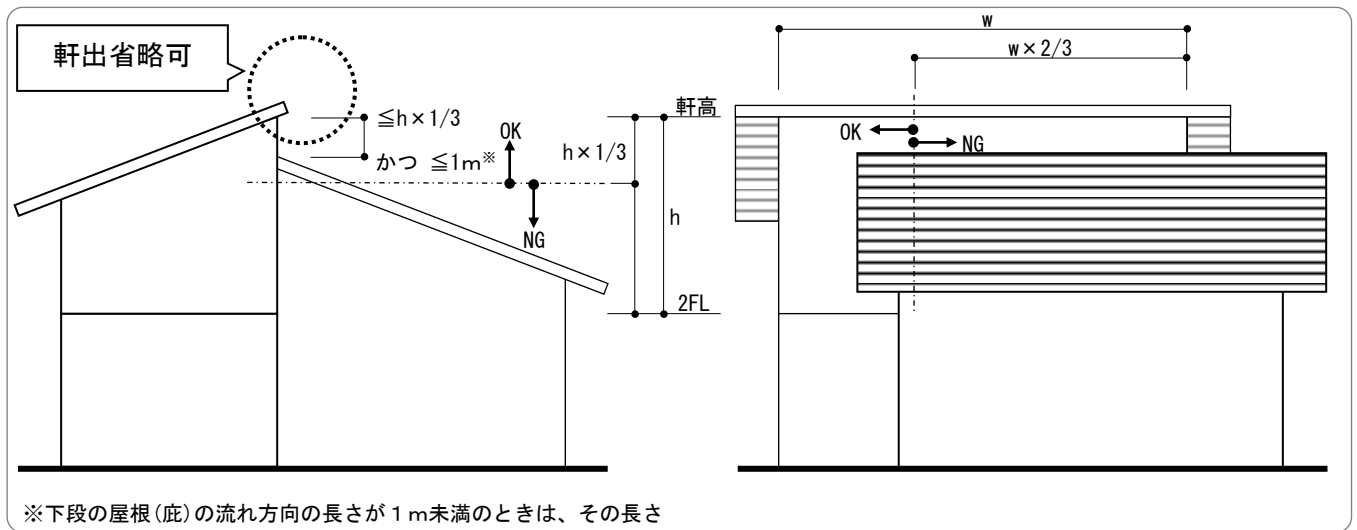
複合片流れ形式の屋根の軒出の取り扱い

自然保護対策要綱では、軒出の最小値を50cmと規定し、原則として四方の軒出を確保することを求めているが、これは、軒出のある勾配屋根が形態的に自然環境となじみやすいことや、屋根と壁面を軒出により分節し圧迫感を軽減することなどを目的とするものであり、複合片流れであって、屋根面と屋根面が近接し、切妻屋根等の棟に近似した形態を構成するものについては、水上側の軒出を省略しても、比較的支障がない場合がある。このため、一定の条件を満たすものについて、緩和できるものとする。

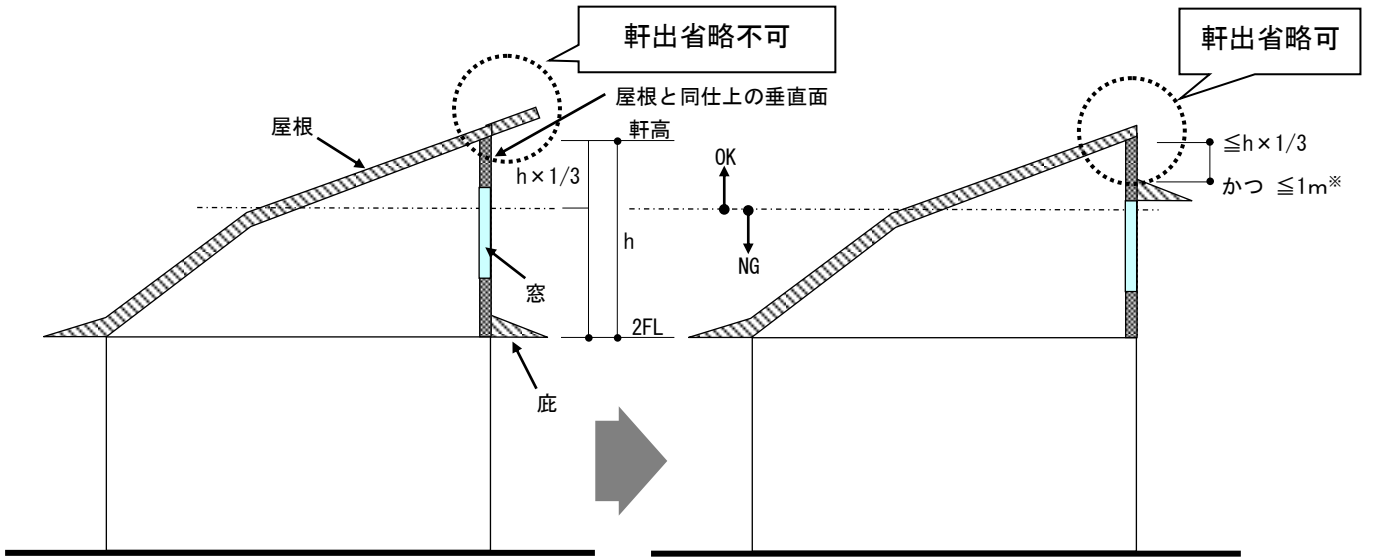
【緩和要件】

- ・切妻屋根等の棟に近似した形態を構成する2枚の屋根の間にある外壁（屋根と同一材で仕上げた垂直面及び勾配が10分の8を超える屋根を含む。）の高さが、1m（下段の屋根の流れ方向の長さが1m未満のときは、その長さ）以下、かつ、その壁面が属する階の床面からの軒高の3分の1以下であること。
- ・切妻屋根等の棟に近似した形態を構成する2枚の屋根の間にある外壁の最大幅の3分の2以上が、当該屋根に挟まれていること。

【事例1】



【事例 2】



※下段の屋根(庇)の流れ方向の長さが1m未満のときは、その長さ

